

# 協議第7号関係

## 説明資料

## 事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するにあつては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

### 【用語解説】

#### 支 所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

#### 出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

## 新市の事務所の位置に関する調整方針と先進事例

### 1. **新市の事務所の位置**のみを明記

例) 篠山市

- ・新町事務所の位置は、多紀郡篠山町北新町4番地とする。

### 2. **新市の事務所の位置** + **残りの庁舎を分庁舎又は支所としての位置付けを明記**

例) 西東京市

- (1)新市の事務所の位置は、田無市南町五丁目6番13号とする。
- (2)現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。

例) あさぎり町

- (1)新町の事務所の位置は、免田町甲字久鹿1199番地とする。
- (2)現在の**上村・岡原村・須恵村・深田村**のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。

### 3. **新市の事務所の位置** + **将来の新庁舎の位置を新市成立後検討することを明記**

例) 南アルプス市

- (1)新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地(現在の櫛形町役場)に置く。
- (2)将来の新市の事務所の位置については、交通の事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

### 4. **新市の事務所の位置** + **将来の新庁舎の位置を明記**又は**新庁舎の建設予定時期を明記**

例) 東かがわ市

- ・新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。

### 5. **新市の事務所の位置**に当面の間と断りを明記

例) さぬき市

- ・当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。

## 新市の事務所の位置を決定する際の留意事項

1. 事務所の位置については、住民の利便性を考慮しつつ、機能的かつ効率的な観点にたって決定することが望ましい。
2. 庁舎体系の方式にはそれぞれ一長一短があることから、将来の新庁舎建設や各方式のメリット、デメリット等を総合的に勘案し決定することが望ましい。

## 庁舎の体系

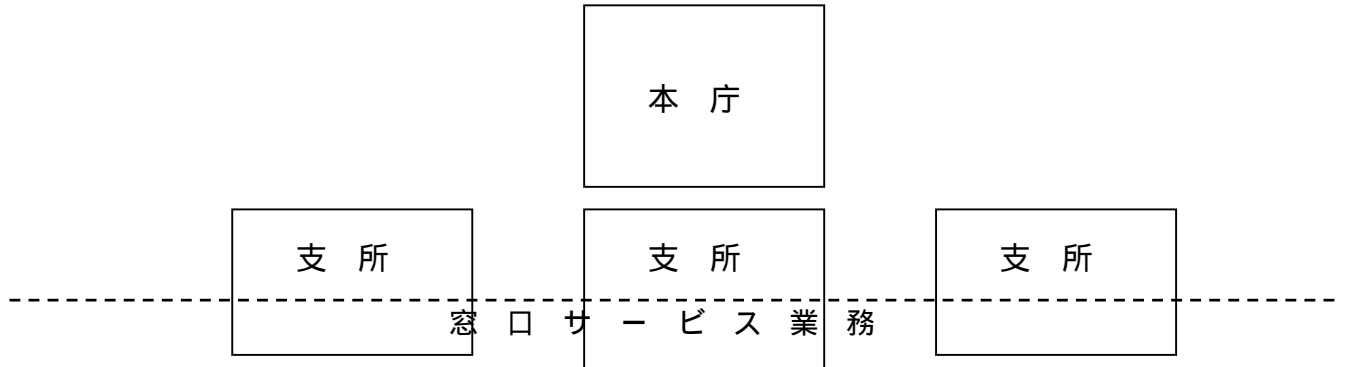
方式	概要	メリット	デメリット	先進事例
本庁方式	<p>【新設】</p> <p>新たに本庁舎を建設し、機能組織を集約する。合併市町村の既存庁舎は、支所、出張所となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化が図られる。</li> <li>・住民に与える新市誕生の印象は強い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巨額の建設費用が必要となる。</li> <li>・周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。</li> </ul>	
	<p>【既存】</p> <p>合併市町村の内、1市町村の庁舎を増改築し、機能組織を集約する。残りの庁舎は、支所、出張所となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化が図られる。</li> <li>・既存施設を利用するため、費用を抑えることが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。</li> </ul>	<p>加美町 神流町 南アルプス市 山県市 大崎上島町 宗像市</p>
分庁方式	<p>合併市町村の既存庁舎を行政機能ごとに分担し、利用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設を利用するため、費用をかなり抑制することが可能となる。(改装費用程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務部門ごとに窓口が分散するため、住民を困惑させる懸念がある。</li> <li>・職務管理上、非効率である。</li> </ul>	<p>西東京市 あきる野市 東かがわ市 瑞穂市</p>
総合支所方式	<p>管理部門(総務、企画、財政等)や事務局部門(議会、教育委員会、選挙管理委員会等)を除き、行政機能そのまま合併市町村の庁舎に残す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や職員にとって最も現状に近く、サービスがスムーズに提供できる。</li> <li>・住民にとってあまり違和感がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数が現状と同程度必要であり、合併のメリットとされる事務の効率化が希薄となる。</li> <li>・新市の一体感が醸成されにくい。</li> </ul>	<p>篠山市 さいたま市 静岡市 周南市</p>

# 庁舎の体系図

## 本庁方式（本庁に機能・組織を集約）

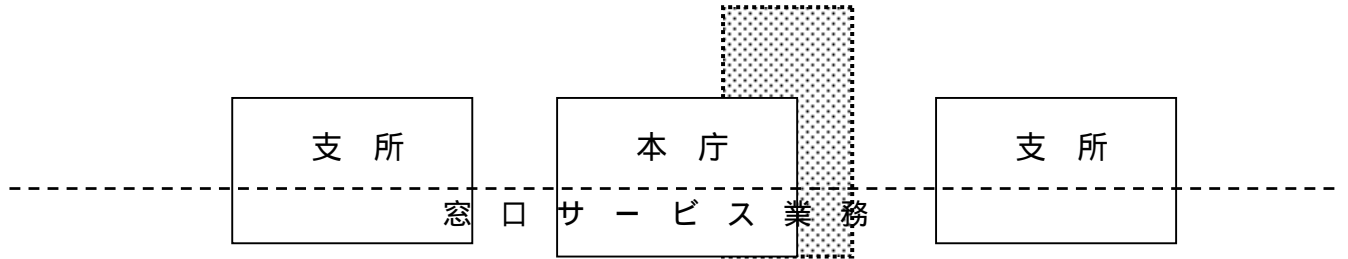
新設

市庁舎新設

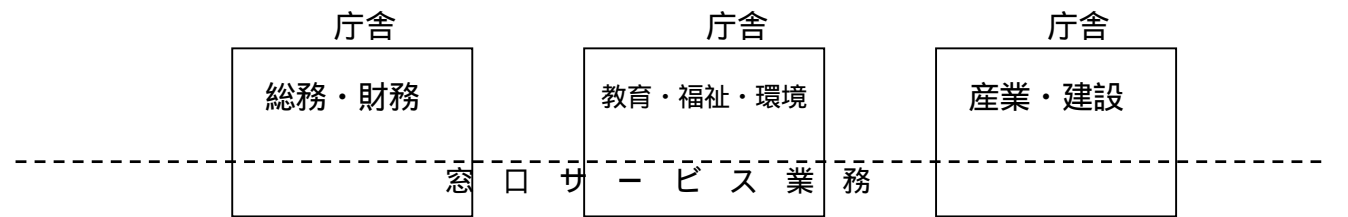


既存

増・改築



## 分庁方式（本庁機能が部門単位で分散）

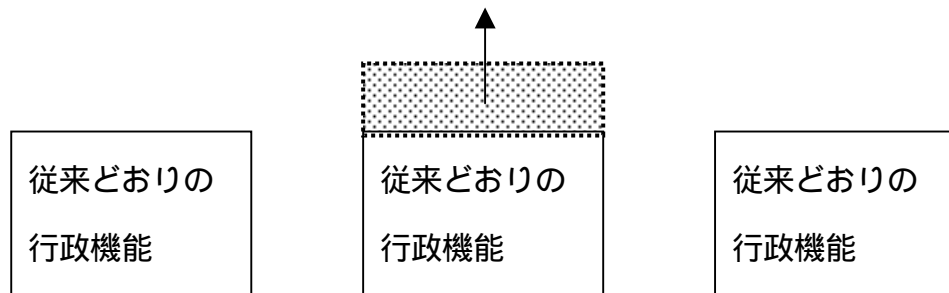


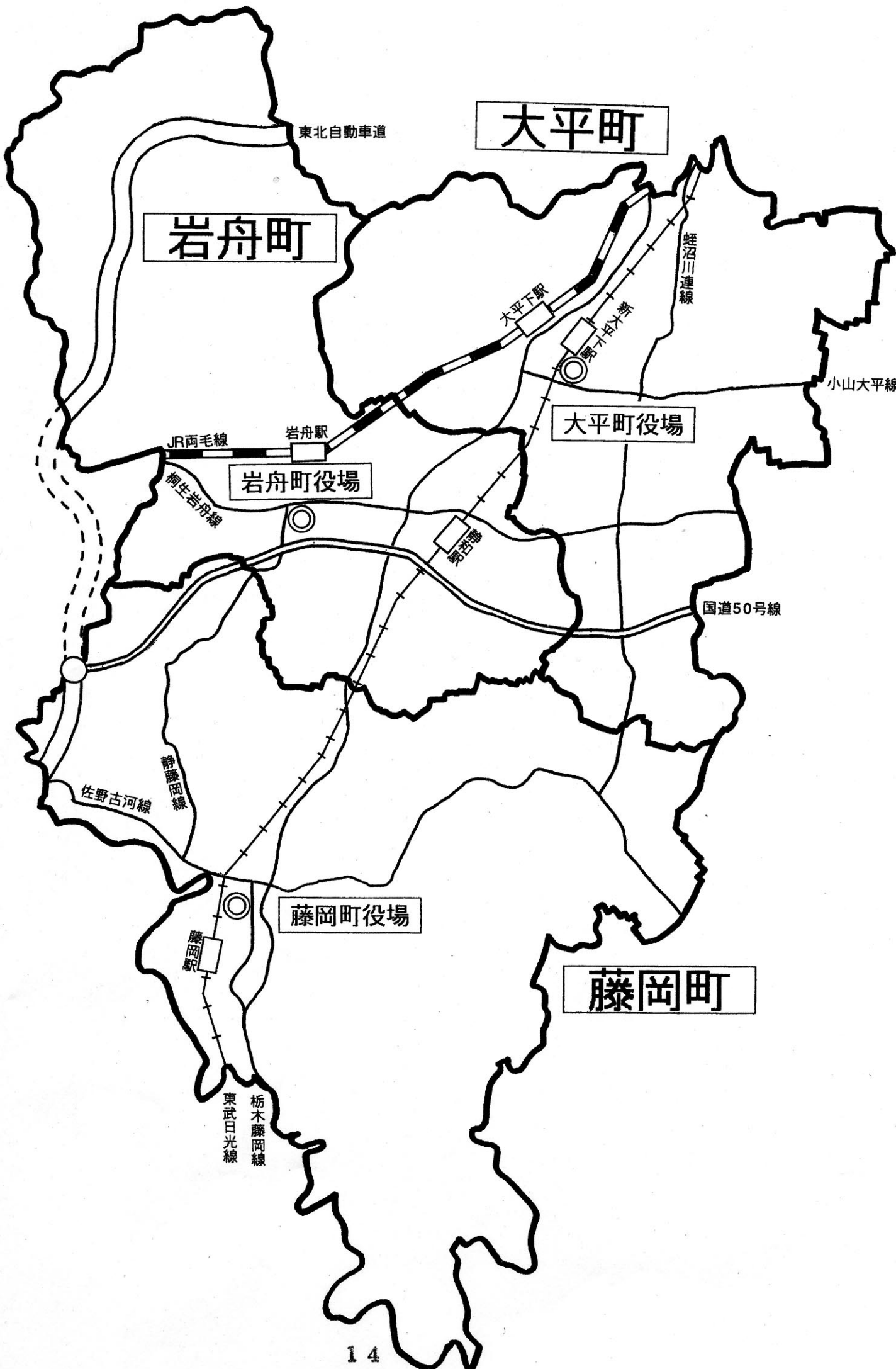
## 総合支所方式

庁舎 or

支所

管理部門・事務局部門（別途建設か既存施設に入る）





大平町

岩舟町

大平町役場

岩舟町役場

藤岡町役場

藤岡町

## 先進事例

### つくば市

仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター(旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地)に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。

### 北上市

新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。

### あきる野市

合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。

### 篠山市

任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。

### 西東京市

当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。

### あさぎり町

関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。

### 東かがわ市

新町の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。

### 南アルプス市

- (1) 新市の事務所の位置は、当分の間、中巨摩郡櫛形町小笠原376番地(現在の櫛形町役場)に置く。
- (2) 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮する中で、市民参加による審議会の設置など協議方法を含め、速やかに検討を開始するものとする。

## あきる野市での事務所改修の例

平成7年に合併したが、平成11年から一般行政機能に加えて、危機管理に対応するために防災センター機能の独立や、まちづくりに市民参加を推進する拠点としてのコミュニティ機能を備えた庁舎建設を行い、平成13年に完成した。

旧五日市町にある庁舎は出張所に位置付け、市民総合窓口、福祉総合窓口、出納窓口を設置した。庁舎の2階・3階については、地元住民を交えた検討委員会で活用方を検討した結果、地域住民のための交流センターとすることを決定し、2億7千3百万円をかけて改修する予定。

## 篠山市の支所設置の例

### 篠山市支所設置条例(抜粋)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
篠山市城東支所	篠山市日置385番地の1	旧城東町区域
篠山市多紀支所	篠山市福住344番地の1	旧多紀町区域
篠山市西紀支所	篠山市宮田240番地	旧西紀町区域
篠山市丹南支所	篠山市杉7番地の1	旧丹南町区域
篠山市今田支所	篠山市今田町今田新田14番地の1	旧今田町区域

### 篠山市支所事務分掌規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、篠山市支所設置規則条例(平成11年篠山市条例第8号)第1条に規定する支所の事務を処理させるため、次の担当を置く。

城東支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
多紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
西紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	西紀分室担当
丹南支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	
今田支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当	

(職の設置)

第2条 支所に支所長を置く。

- 支所に次長を置くことができる。
- 担当に係長を置くことができる。